



土壌汚染状況調査

特定有害物質及び指定基準 (愛知県「土壌汚染対策基準」、名古屋市「土壌汚染等処理基準」同じ)

土壌汚染対策法施行規則

(平成14年12月26日環境省令第29号) 別表第1~3を引用

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則

(平成15年8月22日愛知県規則第87号) 別表第16~18を引用

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則

(平成15年9月10日名古屋市規則第117号) 別表第18~20を引用

特定有害物質		土壌溶出量・地下水基準	
1	第1種 (VOC)	四塩化炭素	0.002mg/L以下
2		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
3		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
4		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
5		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
6		ジクロロメタン	0.02mg/L以下
7		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
8		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
9		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
10		トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
11		ベンゼン	0.01mg/L以下
12	第2種 (重金属)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
13		六価クロム化合物	0.05mg/L以下
14		シアン化合物	検出されないこと
15		水銀及びその化合物	水銀0.0005mg/L以下であり、 かつアルキル水銀が検出されないこと
16			
17		セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
18		鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
19		砒素及びその化合物	0.01mg/L以下
20		ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下
21	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	
22	第3種 (農薬)	シマジン	0.003mg/L以下
23		チオベンカルブ	0.02mg/L以下
24		チウラム	0.006mg/L以下
25		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
26		有機りん化合物	検出されないこと
特定有害物質		土壌含有量基準	
1	第2種 (重金属)	カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下
2		六価クロム化合物	250mg/kg以下
3		シアン化合物	(遊離シアン) 50mg/kg以下
4		水銀及びその化合物	15mg/kg以下
5		セレン及びその化合物	150mg/kg以下
6		鉛及びその化合物	150mg/kg以下
7		砒素及びその化合物	150mg/kg以下
8		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下
9		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下

土壌汚染状況調査の手順

土壌汚染対策法施行規則

(平成14年12月26日環境省令第29号)より抜粋

愛知県土壌汚染等対策指針

(平成15年8月22日愛知県告示第665号)より抜粋

土壌汚染対策等対策指針

(平成15年9月30日名古屋市告示第413号)より抜粋

手 順	内 容																											
主要な調査契機 ↓ 調査対象物質決定 ↓ 土壌汚染のおそれの分類 ↓ 試料採取等を行う 区画の設定 ↓ 試料採取及び測定 ↓ 土壌溶出量試験または含有量試験で基準を超えた場合、地下水の調査や深度方向の調査(ボーリング調査)を行って、汚染状況を確認し、必要な対策を講じる。	<p>A) 特定有害物質を使用していた施設(法及び愛知県条例に定めるもの)の廃止時 B) 一定以上の面積(通常3000㎡以上)の土地を改変しようとする時 C) 土地売買その他様々なケースにおいて土壌汚染の存在が疑われた時</p> <p>A) 法及び条例で定められた物質及び「地歴調査」(下記)の結果から行政から通知した物質 B) 行政が指示又は「地歴調査」(特定有害物質使用履歴等の調査)も踏まえて了承した物質 C) 関係者間で合意した物質(場合によっては「地歴調査」によって物質を特定する)</p> <p>①汚染のおそれがない 福利厚生目的等、事業目的の達成以外のために利用している土地 (例: 山林、従業員駐車場、グラウンド、体育館等)</p> <p>②汚染のおそれが少ない 就業中の従業員が出入りできるなど、特定施設から独立しているとはいえない土地 (就業中の従業員のための事務所、資材置場、倉庫、作業用通路、事業用駐車場等)</p> <p>③汚染のおそれが比較的多い ①、②以外の土地 (例: 特定施設の設置建物、配管・排水施設、有害物保管庫等) ※①、②であると判断できない場合は③に分類されるため、十分な情報の把握が必要となる。</p> <p>単位区画の設定 A) 最北端(複数ある場合はその中の最東端)を起点として、10m格子で区画する。 高、対象地外縁が斜交し、三角形の区画が多数ある場合、起点を支点として右回りに格子を回転させ、区画が最小となるようにすることができる。 B) 同様に30m格子に区画する。</p> <p>VOC(第一種特定有害物質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定</th> <th>分 類</th> <th>試料採取</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土壌ガス調査 (深度1m下)</td> <td>①汚染のおそれがない</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>②汚染のおそれが少ない</td> <td>※30m格子で1地点</td> </tr> <tr> <td>③汚染のおそれが比較的多い</td> <td>10m格子で1地点</td> </tr> <tr> <td>土壌溶出量試験 (ボーリング調査)</td> <td colspan="2">土壌ガス調査により、最も高濃度で検出された地点の表層及び1m～10mまでの1m毎の土壌</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ VOCが検出された場合は、個別ガス調査実施(高濃度地点把握)</p> <p>重金属等(第二種特定有害物質)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土壌溶出量試験 土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)</td> <td>①汚染のおそれがない</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>②汚染のおそれが少ない</td> <td>※30m格子で5点2深度混合</td> </tr> <tr> <td>③汚染のおそれが比較的多い</td> <td>10m格子で1点2深度混合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基準を超えて検出された場合は、個別分析実施(汚染平面範囲確定)</p> <p>農薬等(第三種特定有害物質)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)</td> <td>①汚染のおそれがない</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>②汚染のおそれが少ない</td> <td>※30m格子で5点2深度混合</td> </tr> <tr> <td>③汚染のおそれが比較的多い</td> <td>10m格子で1点2深度混合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基準を超えて検出された場合は、個別分析実施(汚染平面範囲確定)</p>	測 定	分 類	試料採取	土壌ガス調査 (深度1m下)	①汚染のおそれがない	不 要	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で1地点	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1地点	土壌溶出量試験 (ボーリング調査)	土壌ガス調査により、最も高濃度で検出された地点の表層及び1m～10mまでの1m毎の土壌		土壌溶出量試験 土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)	①汚染のおそれがない	不 要	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で5点2深度混合	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1点2深度混合	土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)	①汚染のおそれがない	不 要	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で5点2深度混合	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1点2深度混合
測 定	分 類	試料採取																										
土壌ガス調査 (深度1m下)	①汚染のおそれがない	不 要																										
	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で1地点																										
	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1地点																										
土壌溶出量試験 (ボーリング調査)	土壌ガス調査により、最も高濃度で検出された地点の表層及び1m～10mまでの1m毎の土壌																											
土壌溶出量試験 土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)	①汚染のおそれがない	不 要																										
	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で5点2深度混合																										
	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1点2深度混合																										
土壌含有量試験 (地表から深さ50cm)	①汚染のおそれがない	不 要																										
	②汚染のおそれが少ない	※30m格子で5点2深度混合																										
	③汚染のおそれが比較的多い	10m格子で1点2深度混合																										

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本 社 : TEL : (052) 771-2717
 FAX : (052) 771-2641
 E-mail : aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所 : TEL : (0569) 28-4738
 FAX : (0569) 28-4749
 E-mail : aiken-handa@ai-ken.co.jp